

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年7月28日(2011.7.28)

【公表番号】特表2010-529205(P2010-529205A)

【公表日】平成22年8月26日(2010.8.26)

【年通号数】公開・登録公報2010-034

【出願番号】特願2010-512324(P2010-512324)

【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 P 9/00 (2006.01)

A 6 1 K 9/06 (2006.01)

A 6 1 K 38/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 9/00

A 6 1 K 9/06

A 6 1 K 37/02

【手続補正書】

【提出日】平成23年6月10日(2011.6.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヒトの脳血管れん縮を治療するための医薬組成物の製造における治療薬の使用であって、前記治療が、治療的に有効な量の前記医薬組成物を、くも膜下腔内の脳動脈に極めて接近した所定位置に投与することを含み、そこで前記医薬組成物が局所的薬理効果をもたらし、それによって前記脳血管れん縮を治療することを含む、上記使用。

【請求項2】

前記医薬組成物が、治療薬及び医薬担体を含む、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

前記治療薬がカルシウムチャネルプロッカー、カルシウムチャネルアンタゴニスト、カルシウムチャネルインヒビター、一過性受容器電位タンパク質プロッカーまたはエンドセリン受容体アンタゴニストである、請求項1または2に記載の使用。

【請求項4】

前記担体がゲル化合物、半固体化合物または徐放性固体化合物である、請求項2に記載の使用。

【請求項5】

前記治療薬が、アムロジピン、アラニジピン、アゼルニジピン、バミジピン、ベニジピン、ベブリジル、シナルジピン、ジルチアゼム、エホニジピン、フェロジピン、ガロパミル、イスラジピン、ラシジピン、レミルジピン、レルカニジピン、ニカルジピン、ニフェジピン、ニルバジピン、ニモジピン、ニソルジピン、ニトレングジピン、マニジピン、ブランジピン、ベラパミル又はその組合せから成る群より選択される、請求項1または2に記載の使用。

【請求項6】

前記治療薬が、A-127722、ABT-627、BMS 182874、BQ-123、BQ-153、BQ-162、BQ-485、B

Q-518、BQ-610、EMD-122946、FR 139317、IPI-725、L-744453、LU 127043、LU 135252、P ABSA、PD 147953、PD 151242、PD 155080、PD 156707、RO 611790、SB-247083、クラゾセントン、アトラセンタン、シタクスセンタンナトリウム、TA-0201、TBC 11251、TTA-386、WS-7338B、ZD-1611、アスピリン、A-182086、CGS 27830、CP 170687、J-104132、L-751 281、L-754142、LU 224332、LU 302872、PD 142893、PD 145065、PD 160672、RO-470203、ボセンタン、RO 462005、RO 470203、SB 209670、SB 217242、TAK-044、A-192621、A-3 08165、BQ-788、BQ-017、IRL 1038、IRL 2500、PD-161721、RES 701-1、及びRO 468443から成る群より選択される、請求項1または2に記載の使用。

【請求項 7】

前記治療薬が、SKF 96365及びLOE 908から成る群より選択される、請求項1または2に記載の使用。

【請求項 8】

工程(b)の前記所定位置が、脳動脈から約05mm～約10mmである、請求項1に記載の使用。

【請求項 9】

前記医薬組成物を移植によって投与する、請求項1に記載の使用。

【請求項 10】

前記医薬組成物を外科的注入によって投与する、請求項1に記載の使用。

【請求項 11】

少なくとも1つの脳動脈内のくも膜下出血後の血管れん縮についてヒトを治療するための組成物の製造における治療薬の使用であって、前記治療が、治療的に有効な量の前記治療薬を脳動脈に極めて接近した所定位置に投与することを含み、そこで前記医薬組成物が局所的薬理効果をもたらし、それによって前記血管れん縮を治療することを含む上記使用。

【請求項 12】

前記医薬組成物が、治療薬及び医薬担体を含む、請求項11に記載の使用。

【請求項 13】

前記治療薬がカルシウムチャネルプロッカー、カルシウムチャネルアンタゴニスト、カルシウムチャネルインヒビター、一過性受容器電位タンパク質プロッカーまたはエンドセリン受容体アンタゴニストである、請求項11または12に記載の使用。

【請求項 14】

前記担体がゲル化合物、半固体化合物または徐放性固体化合物である、請求項12に記載の使用。

【請求項 15】

前記治療薬が、アムロジピン、アラニジピン、アゼルニジピン、バミジピン、ベニジピン、ベブリジル、シナルジピン、ジルチアゼム、エホニジピン、フェロジピン、ガロパミル、イスラジピン、ラシジピン、レミルジピン、レルカニジピン、ニカルジピン、ニフェジピン、ニルバジピン、ニモジピン、ニソルジピン、ニトレングジピン、マニジピン、プラニジピン、ベラパミル又はその組合せから成る群より選択される、請求項11または12に記載の使用。

【請求項 16】

前記治療薬が、A-127722、ABT-627、BMS 182874、BQ-123、BQ-153、BQ-162、BQ-485、B Q-518、BQ-610、EMD-122946、FR 139317、IPI-725、L-744453、LU 127043、LU 135252、P ABSA、PD 147953、PD 151242、PD 155080、PD 156707、RO 611790、SB-247083、クラゾセントン、アトラセンタン、シタクスセンタンナトリウム、TA-0201、TBC 11251、TTA-386、WS-7338B、ZD-1611、アスピリン、A-182086、CGS 27830、CP 170687、J-104132、L-751 281、L-754142、LU 224332、LU 302872、PD 142893、PD 145065、PD 160672、RO-470203、ボセンタン、RO 462005、RO 470203、SB 209670、SB 217242、TAK-044、A-192621、A-3 08165、BQ-788、BQ-017、IRL 1038、IRL 2500、PD-161721、RES 701-1、及びRO 468443から成る群より選択される、請求項11または12に記載の使用。

【請求項 17】

前記治療薬が、SKF 96365及びLOE 908から成る群より選択される、請求項111または2に記載の使用。

【請求項 18】

工程(b)の前記所定位置が脳動脈から約05mm～約10mmである、請求項11に記載の使用。

【請求項 19】

前記医薬組成物を移植によって投与する、請求項11に記載の使用。

【請求項 20】

前記医薬組成物を外科的注入によって投与する、請求項11に記載の使用。

【請求項 21】

a) 治療的に有効な量の治療薬；及び

b) 医薬担体

を含む、ヒトの脳血管れん縮を治療するためのくも膜下腔内への投与用医薬組成物。

【請求項 22】

前記治療薬が、アムロジピン、アラニジピン、アゼルニジピン、バミジピン、ベニジピン、ペブリジル、シナルジピン、ジルチアゼム、エホニジピン、フェロジピン、ガロパミル、イスラジピン、ラシジピン、レミルジピン、レルカニジピン、ニカルジピン、ニフェジピン、ニルバジピン、ニモジピン、ニソルジピン、ニトレングジピン、マニジピン、プラニジピン、ベラパミル、A-127722、ABT-627、BMS 182874、BQ-123、BQ-153、BQ-162、BQ-485、BQ-518、BQ-610、EMD-122946、FR 139317、IPI-725、L-744453、LU 127043、LU 135252、PABSA、PD 147953、PD 151242、PD 155080、PD 156707、RO 611790、SB-247083、クラゾセンタン、アトラセンタン、シタクスセンタンナトリウム、TA-0201、TBC 11251、TT A-386、WS-7338B、ZD-1611、アスピリン、A-182086、CGS 27830、CP 170687、J-104132、L-751281、L-754142、LU 224332、LU 302872、PD 142893、PD 145065、PD 160672、RO-470203、ボセンタン、RO 462005、RO 470203、SB 209670、SB 217242、TAK-044、A-192621、A-308165、BQ-788、BQ-017、IRL 1038、IRL 2500、PD-161721、RES 701-1、RO 468443、SKF 96365及びLOE 908から成る群より選択される、請求項21に記載の医薬組成物。

【請求項 23】

前記治療薬がカルシウムチャネルブロッカー、カルシウムチャネルアンタゴニスト、カルシウムチャネルインヒビター、一過性受容器電位タンパク質ブロッカーまたはエンドセリン受容体アンタゴニストである、請求項21に記載の医薬組成物。

【請求項 24】

前記医薬担体がゲル化合物、半固体化合物または徐放性固体化合物である、請求項21に記載の医薬組成物。